

名義変更をご希望の方へ

名義変更に必要な書類について

熊本県花き園芸農業協同組合

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
名義変更の際は下記の書類にご記入・ご準備の上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

名義（名称）変更手続書類

-----  
◎ 名義（名称）変更届 1通

-----  
◎ 組合員送金依頼事項変更届 1通

-----  
◎ 加入申込に際しての表明・確約 1通

-----  
◎ 出資証券再交付願 1通

-----  
**上記4通と住民票、出資証券**のご提出をお願いします。

-----  
ご不明な点は担当部署までお問い合わせください。

-----  
(担当部署) 総務部総務課 TEL: 096-357-8700

係	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	参事	組合長

## 名義（名称）変更届

令和 年 月 日

熊本県花き園芸農業協同組合  
代表理事組合長 鶴池 正生殿

届出人

コード \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の通り名義（名称）変更致しますのでお届けします。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日（T・S・H） 年 月 日

電話番号（ ） \_\_\_\_\_

FAX番号（ ） \_\_\_\_\_

届出人との続柄 \_\_\_\_\_

変更理由 \_\_\_\_\_

上記の者の変更を確認します。

地区委員

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※必要書類 個人の場合は住民票1通、法人の場合は登記簿謄本1通を添付して下さい。  
【変更後の名義（名称）分】

手続確認事項	組合員		出資 証券	貯金 口座	電算室マスター	
	台帳	名簿			出荷者	購買
確認者氏名（印）						

# 組合員送金依頼事項変更届

変更事項 ( 金融機関名・口座番号・口座名・送金区分・その他 )

金融機関名 又は銀行名				本店 支店 支所
口座種別	当座 ・ 普通	口座番号		
口座名義	フリガナ -----			
口座名義人の 住所及びTEL	TEL (                      )                      -			
送金区分	定時 (月2回)	月末締め (月1回)	個別	総合
その他 通信欄			受付担当者 (確認欄)	
			データ入力者 (確認欄)	

※変更される項目名に○印を行い、金融機関名・口座番号及び名義等、太線内項目について正確に記入して下さい。

※送金区分欄は、希望される何れかに○印して下さい。尚、〈個別・総合〉区分は、出荷者別の振込送金か、同一口座への振込送金かの何れか希望される場合のみ○印して下さい。

※連絡先：TEL (096-357-8700) FAX (096-357-2261)

熊本県花き園芸農業協同組合 御中

上記の通り、送金依頼事項を変更致しますのでお届けします。

送金依頼者

年 月 日

出荷コード	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>									
住 所	〒 (                      )									
氏 名	印									
電話番号	TEL (                      )                      -									

係	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	参事	組合長

## 出資証券再交付願

令和 年 月 日

熊本県花き園芸農業協同組合  
代表理事組合長 鶴池 正生殿

申請者 コード \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

今般 出資証券を下記の事由により再交付願いたく お届け致します。

### 記

- 1、事由 ( 紛失 ・ 書替 ) 左記いづれかに○印  
1、証券明細

提出証券			未提出証券		
年月日	証券番号	金額	年月日	証券番号	金額
計			計		
上記合 計額 (現在の出資額)			円 (      口)		

上記未提出証券を発見しても、再交付請求はいたしません。  
又、再発見後は速やかに貴組合に提出いたします。

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

――備考――

## 加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の 1 及び 2 のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の 3 のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより、定款の規定に基づき組合員資格を喪失する又は除名となることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、熊本県花き園芸農業協同組合になんらの請求もせず、また、熊本県花き園芸農業協同組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

2. 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

- (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
- (3) 暴力的な要求行為をしたとき。
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (5) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (6) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

令和 年 月 日

氏名または法人名

⑨